各位

会 社 名 住友信託銀行株式会社 代表者名 取締役社長 常陰 均 (コード番号 8403 東証第一部・大証第一部) 問合せ先 総務部長 宮本 高宏 (TEL, 03-3286-1111)

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年8月24付プレスリリース「中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループの経営統合に関する最終合意等について」及び本日付プレスリリース「中央三井トラスト・グループ、住友信託銀行グループの経営統合時における三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の役員体制について」でお知らせしましたとおり、当社及び中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の株主総会の承認並びに関係当局の認可等を前提として、平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との間で株式交換(以下「本株式交換」といいます。)により経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行う予定です。

本日開催の取締役会において、本株式交換に係る株式交換契約(以下「本株式交換契約」 といいます。)及び当社定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を承認いただ くための臨時株主総会、並びに本株式交換契約を承認いただくための普通株主様による種 類株主総会を招集することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の日時・場所及び付議する議案

(1) 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の日時・場所

日時: 平成22年12月22日(水曜日)午前10時

場所:大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビルディング12階会議室

(2) 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議する議案

(臨時株主総会)

第1号議案: 当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との株式交換

契約承認の件

第2号議案:定款一部変更の件

(普通株主様による種類株主総会)

議案:当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との株式交換 契約承認の件

2. 定款変更の目的

平成23年4月1日をもって本株式交換の効力が発生いたしますと、当社の株主は株式交換完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(現:中央三井トラスト・ホールディングス株式会社)1社となりますので、定時株主総会の基準日制度はその必要性を失うこととなります。本定款変更は、これに伴い、現行定款第11条の定時株主総会の基準日に関する規定を削除するとともに、現行規定第12条以下の条数を1条ずつ繰り上げるほか、所要の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、臨時株主総会における上記第1号議案が承認可決されること、普通株主様による種類株主総会における上記議案が承認可決されること、平成23年3月30日までに本株式交換契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件として、平成23年3月30日をもって効力を生ずるものといたします。

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年12月22日(水曜日)定款変更の効力発生日 平成23年3月30日(水曜日)

以 上

現行定款

(優先配当金)

第10条 当会社は、第30条第1項に定める 期末配当を行うときは、優先株式を有 する株主(以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者(以 下「優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主(以下 「普通株主」という。) または普通株 式の登録株式質権者(以下「普通登録 株式質権者」という。)に先立ち、そ れぞれ次に定める額の金銭による剰 余金の配当(以下当該配当により支払 われる金銭を「優先配当金」という。) を行う。ただし、優先配当金の支払の 直前事業年度中に第10条の2に定め る優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した 額とする。

(優先中間配当金)

第10条の2 当会社は、第30条第2項に 定める中間配当を行うときは、優先株 主または優先登録株式質権者に対し、 普通株主または普通登録株式質権者 に先立ち、各種類の優先株式1株につ き優先配当金の額の2分の1を上限 としてその発行に際して取締役会の 決議で定める額の金銭による剰余金 の配当(以下当該配当により支払われ る金銭を「優先中間配当金」という。) を行う。

(除斥期間)

第 10 条の 10 第<u>32</u>条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終

変更案

(優先配当金)

第10条 当会社は、第29条第1項に定める 期末配当を行うときは、優先株式を有 する株主(以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者(以 下「優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主(以下 「普通株主」という。) または普通株 式の登録株式質権者(以下「普通登録 株式質権者」という。) に先立ち、そ れぞれ次に定める額の金銭による剰 余金の配当(以下当該配当により支払 われる金銭を「優先配当金」という。) を行う。ただし、優先配当金の支払の 直前事業年度中に第10条の2に定め る優先中間配当金の全部または一部 を支払ったときは、その額を控除した 額とする。

(優先中間配当金)

第10条の2 当会社は、第29条第2項に 定める中間配当を行うときは、優先株 主または優先登録株式質権者に対し、 普通株主または普通登録株式質権者 に先立ち、各種類の優先株式1株につ き優先配当金の額の2分の1を上限 としてその発行に際して取締役会の 決議で定める額の金銭による剰余金 の配当(以下当該配当により支払われ る金銭を「優先中間配当金」という。) を行う。

(除斥期間)

第10条の10 第<u>31</u>条の規定は、優先配当 金および優先中間配当金の支払につ いてこれを準用する。

(削除)

の株主名簿に記載または記録された 株主をもって、定時株主総会において 権利を行使することができる株主と する。

第12条

(条文省略)

第16条

(種類株主総会)

- 第<u>16</u>条の2 第<u>12</u>条第2項、第<u>13</u>条 第<u>15</u> 条および第<u>16</u>条の規定は、種類株主総 会についてこれを準用する。
- 2. 第<u>14</u>条第1項の規定は、会社法第324 条第1項の規定による種類株主総会 の決議にこれを準用する。
- 3. 第<u>14</u>条第2項の規定は、会社法第324 条第2項の規定による種類株主総会 の決議にこれを準用する。

第17条

(条文省略)

第32条

第11条

~ (現行どおり)

第15条

(種類株主総会)

- 第<u>15</u>条の2 第<u>11</u>条第2項、第<u>12</u>条、第<u>14</u> 条および第<u>15</u>条の規定は、種類株主総 会についてこれを準用する。
- 2. 第<u>13</u>条第1項の規定は、会社法第324 条第1項の規定による種類株主総会 の決議にこれを準用する。
- 3. 第<u>13</u>条第2項の規定は、会社法第324 条第2項の規定による種類株主総会 の決議にこれを準用する。

第16条

~ (現行どおり)

第31条

(ご参考)

平成23年3月期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の剰余金の配当 (期末配当)につきましては、平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当社からお支払いする予定でございます。

以上

将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社の間の経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- ・両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- ・本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- ・本案件の完了に必要とされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- ・本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- ・ 事業戦略を実行する上での課題
- ・金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- ・ 本案件の完了に関するその他のリスク

その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(以下「中央三井トラスト・ホールディングス」 といいます。) は、住友信託銀行株式会社(以下「住友信託銀行」といいます。) との経営統合計 画に関連して、フォームF-4 による登録届出書を米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。) にファイルする可能性があります。フォームF-4 をファイルすることとなった場合、フォームF-4 には目論見書及びその他の文書が含まれることになります。フォームF-4 が提出され、その効力 が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の 株主総会の開催日前に、フォームF-4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国 株主に対し発送される予定です。フォームF-4 がファイルされることとなった場合、ファイルさ れるフォームF-4 及び目論見書(その後の修正を含みます。)には、中央三井トラスト・ホール ディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報 などの重要な情報が含まれることになります。 住友信託銀行の米国株主におかれましては、株 主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSEC にファイ ルされた又はされるフォームF-4、目論見書及びその他の文書(その後の修正を含みます。)を注 意してお読みになるようお願いいたします。フォームF-4 がファイルされた場合、本経営統合計 画に関連してSEC ヘファイルされるフォームF-4、目論見書及び他の全ての文書は、ファイル後 にSEC のウェブサイト (www. sec. gov) から無料で入手することができます。また、当該経営統 合計画に関連してSEC ヘファイルされる目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホ ールディングス (Fax 番号 +81-3-5232-8716) または住友信託銀行 (Fax 番号 +81-3-3286-4654) に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。